

○財務省告示第二百八十一号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年七月二十八日に買入消却した
 国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年八月二十八日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債 （十年） 動・物価連債	第二回	三億円	九十五円六十銭
〃	〃	三億円	九十五円七十銭
〃	〃	四億円	九十六円
〃	〃	五億円	九十六円十銭
〃	第三回	五億円	九十円八十銭
〃	〃	百三十五億円	九十円八十四銭
〃	〃	五億円	九十一円
〃	第四回	三十億円	八十九円三十四銭
〃	〃	二十億円	八十九円五十九銭
〃	〃	十億円	八十九円七十四銭
〃	第五回	二億円	九十円六十八銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	第七回	〃	〃	〃	第六回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二十七億円	二十億円	五億円	十億円	十二億円	四十一億円	二億円	十五億円	八億円	五十億円	十五億円	十億円	六億円	五億円	二億円	五億円	五億円
九十円五十二銭	九十円四十銭	九十円三十三銭	九十円十四銭	八十九円九十四銭	九十円九十七銭	九十円九十四銭	九十円八十五銭	九十円五十九銭	九十一円三十九銭	九十一円二十五銭	九十一円十九銭	九十一円十四銭	九十一円	九十円九十四銭	九十円八十銭	九十円七十銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	第十回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第九回	〃	〃	〃	第八回
五億円	二十七億円	三十億円	十九億円	百三億円	百六億円	十億円	一億円	二十億円	十億円	十億円	五億円	十二億円	十五億円	一億円	十五億円	三億円
九十一円三十銭	九十一円十銭	九十一円八銭	九十円九十銭	九十円八十七銭	九十円七十九銭	九十一円八十銭	九十一円七十五銭	九十一円七十四銭	九十一円六十五銭	九十一円六十銭	九十一円三十四銭	九十一円五銭	九十円八十四銭	九十円八十銭	九十円二十四銭	九十円二十銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	〃	第十六回	第十五回	〃	第十四回	第十三回	第十二回	第十一回	〃	〃	〃
円一千百十七億	五十億円	五十億円	五億円	三十二億円	三十億円	十億円	三億円	三十億円	十億円	十億円	三十億円	五億円
	九十円四十銭	九十円	九十一円十銭	九十円十銭	八十九円八十五銭	九十円九十五銭	九十円八十銭	九十一円	九十一円五十五銭	九十一円五十四銭	九十一円四十八銭	九十一円四十銭